

アイリオ生命保険株式会社

平成23年度（平成24年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	平成22年度末 (平成23年 3月31日現在)	平成23年度末 (平成24年 3月31日現在)	科 目	平成22年度末 (平成23年 3月31日現在)	平成23年度末 (平成24年 3月31日現在)
	金 額	金 額		金 額	金 額
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
現 金 及 び 預 貯 金	3,047	2,998	保 険 契 約 準 備 金	19,074	20,417
現 金	0	0	支 払 備 金	1,512	1,641
預 貯 金	3,047	2,997	責 任 準 備 金	17,561	18,775
有 価 証 券	10,339	13,529	代 理 店 借	831	814
国 債	5,292	6,465	再 保 険 借	576	1
地 方 債	2,451	3,307	そ の 他 負 債	1,004	955
社 債	2,594	3,757	未 払 法 人 税 等	10	10
貸 付 金	2	305	未 払 金	38	43
一 般 貸 付	2	305	未 払 費 用	405	535
有 形 固 定 資 産	158	136	預 り 金	426	240
建 物	98	78	預 り 保 証 金	1	1
リ ー ス 資 産	11	15	リ ー ス 債 務	12	15
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	48	42	資 産 除 去 債 務	-	87
無 形 固 定 資 産	1,473	1,220	仮 受 金	18	20
ソ フ ト ウ ェ ア	1,473	1,220	退 職 給 付 引 当 金	104	206
代 理 店 貸		35	価 格 変 動 準 備 金	4	6
再 保 険 貸	3,664	1,715	負 債 の 部 合 計	21,596	22,401
そ の 他 資 産	2,565	2,555	(純 資 産 の 部)		
未 収 金	2,196	2,192	資 本 金	2,500	2,500
前 払 費 用	90	76	資 本 剰 余 金	4,923	480
未 収 収 益	19	25	資 本 準 備 金	1,900	40
預 託 金	242	230	そ の 他 資 本 剰 余 金	3,023	440
仮 払 金	3	6	利 益 剰 余 金	△ 4,227	242
そ の 他 の 資 産	13	23	そ の 他 利 益 剰 余 金	△ 4,227	242
繰 延 税 金 資 産	3,592	3,190	繰 越 利 益 剰 余 金	△ 4,227	242
貸 倒 引 当 金	△ 1	△ 1	株 主 資 本 合 計	3,195	3,223
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	51	62
			評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	51	62
			純 資 産 の 部 合 計	3,246	3,285
資 産 の 部 合 計	24,843	25,686	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	24,843	25,686

注記事項（貸借対照表関係）

1. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券(現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む)の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、取得差額が金利調整差額と認められる公社債については移動平均法による償却原価法(定額法)によっております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有形固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。

①「建物」および「その他の有形固定資産」

平成19年3月31日以前に取得したもの

旧定率法によっております。

平成19年4月1日以降に取得したもの

定率法によっております。

なお、「その他の有形固定資産」のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。

②リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース期間に基づく定額法によっております。

(3) 無形固定資産の減価償却の方法

ソフトウェア

利用可能期間に基づく定額法によっております。

(4) 引当金の計上方法

①貸倒引当金

貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、個別に見積もった回収不能額および貸倒実績率に基づき算定した金額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に則り、所管部署および当該部署から独立した部署が査定を行い、その査定結果に基づいて引当を行っております。

②退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会)に基づき、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。

(追加情報)

当期より、退職給付引当金の計上方法を、退職給付債務を数理計算等による合理的な見積りができる体制が整ったことから、簡便法から原則法に見直し、将来にわたり変更しております。

この変更により、従来の方法と比べて、当期における経常利益及び税引前当期純利益が59百万円減少しております。

(5) 価格変動準備金の計上方法

価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては発生年度に費用処理しております。

(7) 責任準備金の積立方法

責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しています。

①標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)

②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

2. 会計上の変更、過去の誤謬の訂正

(表示方法の変更)

当期より、保険業法施行規則の改正に伴い、株主資本等変動計算書において従来前期末残高と表示していたものを、当期首残高として表示しております。

(追加情報)

当期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

3. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 資産運用方針

保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用については、安全性を第一義とし、流動性に留意しつつ、許容されるリスクのもとで健全な運用資産ポートフォリオの構築を図り、中・長期的に安定的な収益を確保することを基本的な方針としております。

② 運用資産の内容およびそのリスク

資産運用方針に基づき、具体的には預貯金、有価証券(債券及び公社債投資信託)、貸付金により資産運用を行っております。有価証券は、国債、地方債、社債(政府保証債を含む)を、その他有価証券として保有しております。これら

の有価証券は主なリスクとして、市場リスクおよび信用リスクに晒されております。また、貸付金、再保険貸および未収金については信用リスクに晒されております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

③ リスク管理体制

資産運用リスク管理規程に従い、市場リスクについては、金利変動等に対する健全性指標(ソルベンシーマージン比率)の影響の程度を定期的に測定することにより管理しております。信用リスクについては、保有有価証券を信用格付け別に分類し、保有状況を定期的に把握することにより管理しております。また、貸付金、再保険貸および未収金の信用リスクについては、自己査定実施時に相手先の信用調査を行いリスクを確認しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

主な金融資産にかかる貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預貯金	2,998	2,998	-
(2) 有価証券	13,529	13,529	-
その他有価証券	13,529	13,529	-
(3) 貸付金	305	306	0
(4) 再保険貸	1,715	1,715	-
(5) 未収金	2,192	2,192	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1)現金及び預貯金、(4)再保険貸及び(5)未収金については、主に短期間で決済される予定のため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券のうちその他有価証券については、3月末日の市場価格等によっております。なお貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債券			
	①国債・地方債等	8,959	9,135	175
	②社債	2,012	2,013	11
	小計	10,971	11,158	186
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債券			
	①国債・地方債等	637	637	△ 0
	②社債	1,826	1,734	△ 92
	小計	2,464	2,371	△ 93
債券		13,436	13,529	93

(3) 貸付金は、固定金利貸付の時価について、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金及び預貯金	2,998	-	-	-	-	-
有価証券						
有価証券のうち満期 のあるもの						
国債	1,000	700	1,680	640	-	2,300
地方債	914	1,264	693	75	10	300
社債	849	1,106	400	600	500	340
貸付金	0	1	2	-	-	301
再保険貸	1,515	-	-	-	-	-
未収金	2,192	-	-	-	-	-
合計	9,470	3,071	2,775	1,315	510	3,241

(*) 再保険貸のうち修正共同保険式再保険に係る200百万円は、償還予定期日が未確定であることから上表に含まれておりません。

4. 有形固定資産の減価償却累計額
有形固定資産の減価償却累計額は330百万円であります。
5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
関係会社に対する金銭債務の総額は1百万円であります。
6. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産の総額は4,868百万円、繰延税金負債の総額は71百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は1,606百万円であります。
繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、繰越欠損金11,698百万円であります。繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額186百万円であります。
当年度における法定実効税率は36.21%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な内訳は、評価性引当金の増加88.05%、税率変更による期末繰延税金資産の減額修正59.42%、繰越欠損金の当期控除額△110.01%であります。

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)の公布に伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率36.21%は、回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものについては33.33%、平成27年4月1日以降のものについては30.78%にそれぞれ変更されております。この変更により、当期末における繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が384百万円減少し、その他有価証券評価差額金が2百万円、当期に費用計上した法人税等調整額が387百万円それぞれ増加しております。

7. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という。)の金額は222百万円であります。
8. 1株あたりの純資産額は111,496円53銭であります。

9. 企業結合に関する事項
(共通支配下の取引等)

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業及びその事業内容

① 結合企業(当社)

商号	事業の内容
アイリオ生命保険株式会社	生命保険業

② 被結合企業

商号	事業の内容
エキスパートグループホールディングス株式会社	グループ会社に対する営業上及び経営上の助言・斡旋

- (2) 企業結合日
平成24年2月1日
- (3) 企業結合の法的形式
共通支配下における吸収合併方式
- (4) 結合後の名称
アイリオ生命保険株式会社
- (5) 取引の目的を含む取引の概要
エキスパートグループホールディングス株式会社は、当社発行済株式の50.09%を保有する親会社として当社の一部業務を受託しておりました。
効率的かつ合理的な企業グループ再編を図ることを目的として、当社は同社を吸収合併いたしました。
2. 実施した会計処理の概要
本合併は、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引等の会計処理を行っております。
合併期日前日に付された適正な帳簿価額により、合併期日においてエキスパートグループホールディングス株式会社の資産及び負債を引き継いでおります。
10. 重要な係争事件の発生
平成23年6月30日付で解除した危険保険料式再保険協約に関し、出再先であったアールジーイー・アメリカス・ラインシュアランス・カンパニー・リミテッドが解除の無効を主張しており、再保険貸勘定に計上している1,515百万円の受取に遅延が生じております。
当社は同社と交渉を重ねて参りましたが合意に至ることができず、平成23年12月27日、同社に対して本件解除による精算金1,515百万円の支払を求め、東京地方裁判所に提訴いたしました。
11. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は446百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。
12. 退職給付債務に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 退職給付制度の概要
当社は、退職一時金制度を採用しております。
- (2) 退職給付債務及びその内容
- | | | | |
|---------------------|---|-----|-----|
| ① 退職給付債務 | △ | 206 | 百万円 |
| ② 年金資産 | | — | 百万円 |
| ③ 未積立退職給付債務(①+②) | △ | 206 | 百万円 |
| ④ 未認識数理計算上の差異 | | — | 百万円 |
| ⑤ 未認識過去勤務債務 | | — | 百万円 |
| ⑥ 貸借対照表計上額純額(③+④+⑤) | △ | 206 | 百万円 |
| ⑦ 退職金給付引当金 | △ | 206 | 百万円 |
- (3) 退職給付債務等の計算基礎
- | | |
|------------------|----------------|
| ① 退職給付見込額の期間配分方法 | 期間定額基準 |
| ② 割引率 | 1.10% |
| ③ 期待運用収益率 | — |
| ④ 数理計算上の差異の処理年数 | 発生年度において一括費用処理 |
| ⑤ 過去勤務債務の額の処理年数 | — |

平成23年度 { 平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで } 損益計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額
経常収益	28,411
保険料等収入	28,313
保険料	26,713
再保険収入	1,599
資産運用収益	92
利息及び配当金等収入	92
預貯金利息	0
有価証券利息・配当金	89
貸付金利息	2
その他の経常収益	5
支払備金戻入額	—
その他の経常収益	5
経常費用	28,090
保険金等支払金	12,737
保険給付金	3,740
その他の返戻金	7,280
再保険料	0
責任準備金等繰入額	1,715
支払備金繰入額	1,265
責任準備金繰入額	51
資産運用費用	1,214
支払利息	5
貸倒引当金繰入額	4
事業費用	0
その他の経常費用	12,720
税金	1,361
減価償却費	684
退職給付引当金繰入額	589
その他の経常費用	81
その他	5
経常利益	320
特別利益	671
再保険協約解除益	671
特別損失	339
固定資産等処分損	11
価格変動準備金繰入額	2
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—
再保険協約解除損	318
その他の特別損失	7
税引前当期純利益	652
法人税及び住民税	10
法人税等調整額	399
法人税等合計	409
当期純利益	242

注記事項（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による費用の総額は、351 百万円であります。
2. 支払備金繰入額の計算上、足し上げられた出再支払備金戻入額の金額は 358 百万円、責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額の金額は 129 百万円であります。
3. 1 株当たり当期純利益は 8,226 円 06 銭であります。
4. 退職給付費用の総額は、97 百万円であります。なお、その内訳は以下のとおりです。

①勤務費用	37 百万円
②利息費用	2 百万円
③期待運用収益	－百万円
④数理計算上の差異の費用処理額	6 百万円
⑤過去勤務債務の費用処理額	－百万円
⑥簡便法から原則法への変更による差異	51 百万円
5. 関連当事者との取引は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

種類	氏名	職業	議決権等の 所有(被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主 (個人)	中川博迪	一般社団法人 チェンジメーカーズ 代表理事	被所有 直接 16.9%	業務委託契約の 締結	講演会・セミナー の実施	14	未払費用	7

(注) 取引条件は、市場価格等を勘案し、活動内容・効用等を総合的に考慮して交渉の上で決定しております。